

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年三月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年二月二十七日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内五十四街区二画地地先から五十四街区十九画 地地先まで、五十四街区三画地地先から五十四 街区十八画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内十三街区三画地地先から十三街区六画地地先 まで、十四街区四画地地先から十四街区十画地 地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内四十五街区五画地地先から四十六街区二画地 地先まで、四十七街区三画地地先から四十七街 区七画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十七・四〇</p> <p>三十五・七三</p> <p>十七・二一</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>五・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内四十五街区五画地地先から四十五街区六画地 地先まで、四十六街区二画地地先から四十六街 区二画地地先まで</p>	七・〇七	六・〇	
<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十街区三画地地先から六十街区三画地地先 まで、六十一街区一画地地先から六十一街区二 十一画地地先まで</p>	十・〇〇	六・〇	
<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十三街区九画地地先から六十三街区十一画 地地先まで、六十四街区一画地地先から六十四 街区十八画地地先まで</p>	三十五・〇〇	六・〇	
<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内五十七街区十一画地地先から五十七街区十三 画地地先まで、六十一街区一画地地先から六十 一街区二画地地先まで</p>	七十二・四八	八・〇	

	深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内五十七街区一画地地先から五十七街区十三画 地地先まで、六十街区三画地地先から六十街区 三画地地先まで	
		十三・八四
		六・〇